

朝倉警察署通信

急増中

悪質商法に要注意！！

ご自宅を格安で
点検しますよ



誰でも簡単に
儲けられるよ



それ、**悪質商法**かも

悪質商法とは

うそやごまかしなどの詐欺的な方法で
高額な商品売りつけたり、架空の儲け話で
お金を騙し取ったりする手口の商売です。

このような悪質商法に引っかけられないために、
悪質商法の手口や対策について次のページで説明します。



あなたの街の事件・事故（令和6年4月末現在）カッコ内は前年同期比

種別	刑法犯認知件数							交通事故発生状況		
	合計	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	総件数	死者数	傷者数
朝倉市	89 (+20)	2 (+2)	3 (-5)	63 (+15)	4 (+2)	0 (-1)	17 (+7)	53 (+2)	2 (+2)	67 (+3)
筑前町	27 (+2)	1 (+1)	4 (+3)	19 (+1)	2 (+1)	0 (±0)	1 (-4)	38 (+7)	0 (±0)	52 (+1)
東峰村	1 (±0)	0 (±0)	0 (±0)	1 (±0)	0 (±0)	0 (±0)	0 (±0)	2 (+1)	0 (±0)	3 (+2)

凶悪犯～殺人、強盗、放火、不同意性交等 粗暴犯～暴行、脅迫、恐喝等 窃盗犯～車上ねらい、自転車盗、空き巣等
知能犯～詐欺、横領、通貨偽造等 風俗犯～賭博、不同意わいせつ、公然わいせつ等 その他～器物損壊等

～悪質商法の例～

○ 点検商法

突然訪ねてきて「屋根や外壁を格安で点検します」と言い、「このままだと大変なことになる」等と不安をあおり、必要のない修理契約を迫ってくるもの。

○ 利殖勧誘事犯

「配当のいい仮想通貨の投資話がある」「絶対に損しない」「この教材があれば簡単に儲かる」「未公開株がある」等と嘘をつき、多額の出資金を騙し取るもの。

○ マルチ商法

販売組織の会員になって商品を販売すれば、紹介料がもらえるというもの。

商品購入後「人を紹介すれば収入が得られる」と告げられるマルチまがい商法もあります。

○ 押し買い商法

不用品の買取りをうたって家庭を訪問し、タンス等に眠っている貴金属類を強引に出させて、本物を模造品であると偽ったり、重量をごまかしたりするなどして、安く見積もって買い取るもの。

○ ネット広告をきっかけとしたトラブル

S N S等で「お得」「お試し」等という広告を見て、通常より安く商品を購入したところ、実は定期購入が条件だったというもの。

また、車や水道などの修理を依頼しようと、ネット検索で出てきた「最安値」「●●円～」等と書かれている業者に修理を依頼したところ、広告とかけ離れた高額な請求をされるというトラブルもあります。

■ 悪質商法の被害にあわないためのポイント

「悪質業者はう・そ・つ・き！」

- う** ○うまい話を信用しない！
うまい話、絶対儲かる話には、必ず大きな落とし穴が・・・
- そ** ○そうだんする！
ひとりで判断せず、家族・知人・相談機関に相談を。
- つ** ○つられて返事しない！すぐに契約しない！
悪質業者は、言葉巧みにすぐ契約するように迫ってきます。
- き** ○きっぱり！はっきり！断る！
あいまいな返事をせず、キッパリ！ハッキリ！断る！

「クーリング・オフ」制度を活用しましょう

■ クーリング・オフとは？

訪問販売など特定の取引の場合に、契約後一定期間内であれば契約を解除できるという制度です。

■ クーリング・オフの手続き手順

- 1 契約書面を受け取った日を含めて8日又は20日以内に書面（ハガキ等）で通知する。

- 2 文面と宛名の両方をコピーし、保管しておく。

- 3 送る際は、「内容証明郵便」「特定記録郵便」「簡易書留」等、相手にこの通知が確実に届いたことが証明できる方法で送る。

- 4 クレジット契約があれば、販売会社とクレジット会社にも同時に書面を出す。

■ クーリング・オフができる期間

- 8日間
訪問販売（キャッチセールス等）、電話勧誘販売、訪問購入、特定継続的役務提供（エステサロン等）
- 20日間
業務提供誘引販売取引（サイドビジネス商法等）
連鎖販売取引（マルチ商法）